

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

雇用保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条中附則第十一条の改正規定を次のように改める。

附則第十一条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条に次の一項を加える。

2 平成二十二年度における第十二条第四項の雇用保険率については、同条第八項の規定は、適用しない。

この修正の結果歳入減となる見込額

この修正の結果平成二十二年度において約六千億円の歳入減となる見込みである。